

上下水道 だより

上下水道局お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)

電話・ファクス番号は、間違いのないようお願いいたします。

水道週間 6月1日～7日「飲み水を未来につなごう ぼくたちで」

厚生労働省や各自治体の水道事業体では、毎年6月1日～7日を水道週間と定め、さまざまな広報活動などを行っています。

本市では、水道週間の期間中に市内浄水場(小浜浄水場)の見学会の実施や水道相談所(アピア1ふれあい広場)を開設し、水の大切さや水道事業に対する理解を深めるための啓発活動を実施しています。

◎浄水場の見学会で説明される浄水処理の仕組みについては、市ホームページでも紹介しています。

◎一般向け ID1029598

◎子ども向け ID1029530

※今年の水道週間における市内浄水場見学および水道相談所の開設は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止します。ご理解をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

◆水道料金および下水道使用料の基本料金の全額を4か月間減免します。 ID1037942

8月検針分から4か月間、水道料金および下水道料金の基本料金の全額を減免します(手続き不要)。
(上下水道局お客さまセンター ☎73・3988 FAX73・6288)

◆水道水は安全にご使用いただけます ID1036818

新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどのウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒が効果的とされています。市では、法令に定められた適切な塩素消毒を実施し、安全な水を供給しています。平常時と同じように安心してお使いください。(上下水道局浄水課(水質検査室) ☎83・6940 FAX83・6941)

◆悪質商法にご注意 ID1001638

新型コロナウイルス感染症を引き合いに出して、水回りの取り替えを勧める事例が相次いでいます。悪質な点検商法などの被害に遭わないよう十分にご注意ください。(上下水道局給排水設備課 ☎73・3691 FAX72・6381)

◆水道料金などのお支払いに関するご相談について ID1037144

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が大幅に減少したなどの事情により、一時的に水道料金、下水道使用料のお支払いが困難な人の相談に応じます。(上下水道局お客さまセンター ☎73・3988 FAX73・6288)

～ 雨水貯留施設の助成金制度について ～ ID1001691

雨水貯留施設とは、屋根に降った雨水を雨水タンクに貯めることにより、川や水路などへ雨水が流出するのを一時的に抑えたり、溜まった雨水を庭の花や植木へ散水するなどして有効利用するための施設です。

上下水道局では新規に雨水貯留施設を設置する場合、設置費用の一部を助成します。詳しくは市ホームページまたは上下水道局下水道課へお問い合わせください。

上下水道局下水道課(☎77・2023 FAX77・3319)



水質検査結果

ID1001680

水道水フッ素およびその化合物検査結果		
採水場所	系 統	採水月日
		4月7日
すみれが丘	惣川浄水場	0.17
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.18
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.28
安倉中	小浜浄水場	0.29
東洋町	阪神水道	0.06
中山桜台	小浜・県営水道	0.15
大原野	小浜・県営水道	0.13
武庫山	惣川・阪神水道	0.12

単位=mg/l、厚生労働省の水質基準は0.8mg/l以下です。

上下水道局浄水課(水質検査室)

(☎83・6940 FAX83・6941)

水道メーターの法定取り替え

ID1012071

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、本市でも地域ごとに取り替えています。6月の取替対象地区は下記のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを委託業者が投函します。

都合の悪い場合は、お知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。詳しくは、上下水道局お客さまセンター(☎73・3988 FAX73・6288)へ。

実施期間 6月3日(水)～28日(日)

対象地区 寿町、安倉南、小浜、美座、向月町、鶴の荘、旭町、米谷